

三豊市農業委員会 9月定例総会議事録

令和4年9月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会9月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 30名(農業委員22名、農地利用最適化推進委員8名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 省三	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	ー	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	ー	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

14番	梅本 健一郎	○	20番	白井 正三	○	26番	川崎 光陽	○
34番	渋谷 義明	○	44番	千秋 隆	○	53番	増田 孝司	○
57番	河津 修司	○	62番	谷川 順哉	○			

2. 署名委員

7番 香川 政雄
17番 菅 充司

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主任 菅原 雅慶
主任 大井 要平

5. 書記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
議案第10号 三豊市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会9月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。台風の影響も心配されていましたが、香川県の被害は思ったより少なかったと思います。毎年この時期には大型台風が来るので、またいつくるかは分かりませんが、ひとまず安心しました。皆様方にはいろいろとお世話になり、暑い中農地パトロールを行って頂き、ほとんどの方が今日提出して頂き、ご協力ありがとうございました。三豊市は米作りが行われ農地が守られている状況ですが、今年は香川県農協の買い取り価格も若干値上げがされたようですが肥料等が倍になったようで、このままでは水田・畜産・果樹を続けていくのが難しい状況になっております。耕作をしないという農家が増えていることが懸念させています。今日は議案の説明をさせて頂く中で、三豊市並びに議会の方になんらかの助成お願いについて臨時議案に入れさせて頂いております。審議議案については非常に少ないですが、皆様にご協力頂き、スムーズに進行できますようよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会9月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号7番 香川 政雄委員さんと、17番 菅 充司委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔議案第1号 番号1号から番号9号を朗読〕

以上9件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号9号の9件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔議案第2号 番号1号から番号2号を朗読〕

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号6号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号1号から番号6号の議案説明をさせていただきます。

〔議案第3号 番号1号から番号6号を朗読〕

以上6件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は他人の関係です。譲受人は他人名義の宅地だと気が付かず使用していた為、この度登記簿に合わせて申請地を譲受人が購入することになりました。申請地に隣接して譲受人の畑があり、申請地も同様に果樹を栽培しております。今後も問題なく使用されると思っておりますのでご審議お願い致します。

11番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は以前から譲受人が耕作していました。譲渡人から、この際土地を買ってほしいという話があり売買が成立しました。現地を確認したところ、農地は管

理されており周辺農地への問題はありません。ご審議お願い致します。

14 番 番号3号について説明させていただきます。譲渡人と譲受人の関係は、本家の古い親戚です。農業をしないので引き取ってほしいということで売買が成立しました。申請地は、以前は荒れていましたが今は綺麗に整地をされて管理されております。周辺農地への影響もなく問題ないと思われましてのご審議お願い致します。

16 番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢となったため譲受人である息子さんに贈与して管理をしてもらうための申請です。譲受人は兼業農家で、現地を確認したところ、綺麗に管理されております。水利関係も問題ありません。

番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人が県外在中で、譲受人所有の農地に隣接している申請地を購入したいということで売買が成立しました。耕作等もされており、周辺農地への問題ありません。ご審議お願い致します。

20 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人が経営規模拡大の為、譲渡人に話をしたところ、譲渡人はもう農業をしないということで話がまとまりました。現地を確認したところ、少し山林化しているところもありましたが重機等で畑に戻し、耕作されるようです。問題ないと思われましてのご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号6号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号は、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号2号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号1号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地になりますので第1種農地に該当致します。第1種農地は原則不許可ですが、番号1号は仮設工作物の設置の一時的

な利用に供するものであり不許可の例外に該当致します。番号2号は第2種農地に該当致します。以上2件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われよろしくご審議のほどお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に、委員説明の印がある案件について、担当委員さんからの説明をお願い致します。

8 番 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。今回営農型太陽光発電施設の一時転用申請になります。申請人が体調を崩し、自作農地の管理が大変になり、営農型太陽光発電をすることとなり今回の申請になりました。栽培に問題はなく、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議案説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号4号を朗読]

農地区分につきましては、全て第2種農地に該当致します。以上4件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われまして、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

17 番 番号2号について説明します。位置図と公図をご覧下さい。貸人が県外在中でおり、譲渡の話になりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまして、ご審議お願い致します。

20番 番号4号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地はハウスが建っており栽培されております。ハウスの補強の為の一時転用の申請です。問題ないと思われしますので、ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑には入ります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。10ページをお開き下さい。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」のご説明を申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

なお農地区分は第2種農地に該当します。よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について委員説明はありません。これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」の番号1について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」の1件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。11ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」ご説明申し上げます。

[議案第7号 番号1号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号は、「耕作不相当等のやむを得ない事情により20年以上に渡り耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地に該当します。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて、担当委員さんから説明をお願いします。

17番 所有者の親族が亡くなり、管理が出来ずに現在は山林化しています。ご審議お願い致します。

議長 担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1の1件については適当と認め非農地証明書を交付することに決定します。次に進めさせていただきます。12ページをお開き下さい。議案第8号「非農地通知の件について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号を朗読]

本件につきまして農業委員会は利用状況調査によるB分類の赤判定と判定した農地につきましては総会にお諮りし、農地及び非農地の判断を行うこととなっております。本総会で非農地との議決を頂きましたら、土地所有者に対し、非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請します。また、県の関係機関や法務局に対し、非農地通知一覧表を送付致します。農業委員会におきましても、農地基本台帳の整備を行います。以上2件、よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

6番 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。農地利用状況調査では赤判定だったところ。現地を確認したところ、竹や木が茂っており、非農地が妥当だと思われ。ご審議お願いします。

17番 番号2号について説明します。現地を確認したところ、辺り一体が山林化しておりました。ご審議お願い致します。

議長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号の1件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しなしと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。13ページの1件につきましては、農地中間管理事業によって、農地所有者から香川県農地機構へ所有権を移転するものです。今年の年末くらいまでには、農地機構から借主への所有権移転の申請がある予定となっています。14ページから30ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数27件、面積11.23ヘクタールでございます。また農地中間管理機構をかえした一括法式による貸借につきましては31ページから38ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は14件であり、面積は2.59ヘクタールとなっております。以上利用権の設定42件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第9号「農用地利用集積計画の件につ

いて」は42件すべて適当とみとめ原案の通り決定と致します。次に進ませていただきます。39ページをお開きください。議案第10号「三豊市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「三豊市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について」の説明をさせていただきます。

[議案第10号 を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

9番 今は、農家は厳しい現状であります。このまま農業離れが増えると、我々の農地の管理が行き届かなくなります。若い農業関係者が参入してこなくなる一つの理由にもなります。その時代に合った事に対応して、そして市の行政にも、できる限り地域の農地の管理を一緒になってやって頂きたいです。ぜひ進めていってほしいです。

議長 ありがとうございます。他にございませんか。

議長 ないようでございますので、議案第10号「三豊市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について」の案件について、出席者による挙手を求めます。

一同 [参加者全員の挙手あり]

議長 全員挙手がありましたので、議案第10号「三豊市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について」の案件については、出席者全員による承認と決定いたしました。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

1. 令和5年度稲作文化伝承事業の実施について（お願い）
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
3. 令和4年度赤い羽根共同募金（バッジ募金）協力をお願い
4. その他

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

(1) 10月定例総会について

日 時 令和4年10月20日（木）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
10月7日(金)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:岡根 譲	豊中町:安藤 弘
		詫間町:石原 剛	仁尾町:組橋 進

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
10月14日(金) 午後7時～	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター 2階 201・202 会議室

(4) 配布物

- ・令和4年度版 農家相談の手引
- ・農政情報 No.381(令和4年9月号)

閉 会 【 午後 3時30分 】